

民間専門人材を活用したプロジェクトマネージャー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化及び複雑化する行政課題の解決を目的に、既存の行政の考え方に捉われない柔軟な発想、斬新なアイデア、幅広い人的ネットワーク等を有する民間の専門人材を活用して設置するプロジェクトマネージャーの運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「プロジェクトマネージャー」とは、市長が指定する分野(以下「指定分野」という。)に関する専門的知識又は経験を有する者のうち、市長から依頼を受け、指定分野に関し調査研究、助言、提案等(以下「調査研究等」という。)を行う者をいう。

(選定)

第3条 市長は、指定分野に関して、専門的知識又は経験を有する者を募集し、プロジェクトマネージャーとしてふさわしい者を選定する。

(依頼等)

第4条 市長は、前条の選定に基づき、適当と認めた者にプロジェクトマネージャーを依頼する。

2 プロジェクトマネージャーとして調査研究等をする期間は、一会計年度内において必要な期間とする。ただし、当該調査研究等の進捗状況等を考慮し、予算の範囲内において市長が認めた場合はこの限りでない。

3 プロジェクトマネージャーは、浜松市職員としての身分を有さない。

4 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定により依頼した期間の満了前であっても当該調査研究等を取り止めさせることができる。

(1) 本人からプロジェクトマネージャーとしての調査研究等を取り止めたい旨の申出があり、やむを得ないと認められる場合

(2) 傷病、事故等により、調査研究等の継続ができなくなった場合

(3) 浜松市の信用を傷つけ、又は浜松市の不名誉となるような行為があったと認められる場合

(4) 依頼したプロジェクトマネージャーの役割を著しく逸脱したと認められる場合

(5) 第7条に規定する遵守事項に違反したと認められる場合

(6) 職務の経歴等プロジェクトマネージャーの選定に係る応募時の内容に虚偽があったと認められる場合

(謝礼等)

第5条 市長は、予算の範囲内においてプロジェクトマネージャーに対し謝礼を支払うものとし、その額及び支払い方法は次のとおりとする。

(1) 1日あたり20,000円とし、月ごとにまとめて支払うものとする。

- (2) 1 か月あたりの調査研究等の実施日数は概ね 5 日以内とし、その実施日は市の担当課とプロジェクトマネージャーが協議し、事前に決定する。
- (3) 謝礼額の計算に必要な調査研究等の実施の実績は、次条に規定する調査研究等実施報告書により確認する。
- 2 調査研究等を実施する上で必要となる本市までの交通費及び出張に関わる交通費については、浜松市職員の旅費に関する条例等旅費に関する規程の例により、旅費として支払うものとする。

(報告等)

第 6 条 プロジェクトマネージャーは、調査研究等を実施した月ごとに調査研究等実施報告書（第 1 号様式）を作成し、調査研究等を実施した月の翌月 1 0 日までに市に提出する。ただし、3 月においては 3 月末日までに提出するものとする。

(遵守事項)

- 第 7 条 プロジェクトマネージャーは、調査研究等で知り得た秘密を漏らしてはならない。その期間が終了した後も同様とする。
- 2 プロジェクトマネージャーは、調査研究等の実施にあたって、自己の利益に誘導する行為を行ってはならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 2 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

調査研究等実施報告書

（あて先）浜松市長

氏名

実施日	実施場所	実施内容